

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 有 限 公 司
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示			
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示 (介護・地域福祉課)	103	○一般競争入札の実施 (道路管理課) 105	
○公共測量の実施 (用地課)	〃	○道路の位置の指定 (山城北土木事務所) 107	
公 告		○都市計画法に基づく工事完了 (中丹東土木事務所) 〃	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局、中丹広域振興局)	104	公 安 委 員 会	
		○交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則 〃	

告 示

京都府告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 2月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱(平成18年京都府告示第263号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに」を「、法第37条第1項及び第39条第1項の規定による指定の変更の申請並びに」に、「指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所指定(更新)申請書」を「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定(変更・更新)申請書」に改める。

第3条第1項中「第46条第1項から第3項まで及び」を「第46条並びに」に改める。

別記第1号様式中「指定(更新)申請書」を「指定(変更・更新)申請書」に、「指定障害者支援施設・」を「指定障害者支援施設又は」に、「係る指定(」を「係る指定(変更・」に、「更新)を受けよう」とを「変更・更新)を受けよう」とに、「更新)の申請」を「変更・更新)の申請」に改め、同様式の備考の2中「[医療法人][一般社団法人][一般財団法人][株式会社]及び」を「[医療法人]、[一般社団法人]、[一般財団法人]、[株式会社]、」に改め、同様式の付表を削る。

附 則

この告示は、平成31年 2月12日から施行する。

京都府告示第55号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

平成31年 2月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市右京区梅ヶ畑清水町地内、梅ヶ畑向ノ地町地